

○福田委員長 これより会議を開きます。

まず参考人出頭要求の件についてお諮りいたします。目下審査中の商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案について、審査の必要上本日も商工組合中央金庫当局の出頭を求めることにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議ないと認めさよう決定いたします。

なお出頭を求める参考人の選定につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○福田委員長 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案及び信用保証協会法の一部を改正する法律案を一括議題とし、質疑を継続いたします。永井勝次郎君。

○永井委員 長谷川政務次官にお尋ねいたしたいと思ひます。

わが党では中小企業対策として、組織法、産業分野の確立に関する法案並びに商業調整法、この三案をすでに提案しておるわけでありまして、政府の方でも団体法その他提案の運びに至つておるといふこととありますが、今どのような段階にあつて、いつごろ正式提案ができるのか、その辺の見通しを伺いたいと思ひます。

○長谷川政府委員 私の方の団体法案、これは大体二十三日ごろには提出したい、引續いて御審議を願ひたい、こう考えております。

○永井委員 見通しは二十三日ごろと

いうのでありますが、法案の整備、作業はどのような段階でありますか。

○長谷川政府委員 ただいま法制局で審議中でございますので、大体十八、九日ごろまでは審議が終る、こういふ段階でございます。

○永井委員 政府の提案内容を漏れ承るところによると、強制加入という条件があり、あるいは三分の二の組合の決議があればアウトサイダーもこれに従ふことができるという非常に強力なカルテル行為が可能となる条件がある、こういふようなことで公取の方は相当問題であろうと思ひますが、その辺の話し合いはどのような段階でありますか。

○長谷川政府委員 大体内容は御指摘の通りでございます。従つて公取との関係におきましては、ただいま公取とは大体においての話し合いが進められております。

○永井委員 新聞の伝うところによると、独禁法は今の経済情勢に沿わないものがある、従つて独禁法を根本的に直さうというふうな話し合いが片方で進められておるといふことでありますが、それは現在の独禁法に対してどのような諸点が現在の経済情勢に合わないのだという見解に立つてこのように云へられておる事柄の内容について少しく承りたいと思ひます。

○長谷川政府委員 独禁法について全面的な改正をしようというふうに私たちは今考えてはおりませんけれども、独禁法そのものに対して幾分か考え直さなければならぬ点があるではないかというふうな諸点については話し合いが進められておるようであります。

しかし私はまだその独禁法の部分的な面のどこをどう修正しようかというふうな話を承つてもおりませんが、そういふものが正式に話題となつて会議にかけられておるのではないのでございませう。

○永井委員 私は現在のいろいろな政府のやつておるところを見ますと、憲法なら憲法の条章に従ふなければならぬ、それに従うには都合が悪いといふことになる、その憲法の条章に従つて自後の行為を規定するといふのではなくて、恣意的な、自分の勝手な行為を通ずるために憲法の改正がそこから持ち上つてくる。あるいは独禁法といふものがある、これを避けてさうして経済秩序を確立していくといふこの基本的な考え方の上に立つて独禁法があるにもかかわらず、これが若干障害になつてくると、これをつぶして、それを削り取つて進もう、こういふようなことが最近特に目立ってきておると思ひます。当面問題になつておるものは、独禁法の関係においては鉄鋼需給法の関係、あるいは中小企業の団体法の関係、こういうものが公取との間で独禁法抵触の疑いありとしていろいろ論議されておる、そういう論議がなされると、それを削り取つて進もうというふうな考えから独禁法の改正というものが一つの近い原因となつて問題が提起されておるのではないかと思ひます。

○長谷川政府委員 この点について、政務次官は今の政府を代表して、そしてまた与党を代表してどのように考えておるか、これらに対する基本的な考え方を一つ明確に承つておきたいと思ひます。

○長谷川政府委員 憲法の問題はさることながら、別の問題としまして、独禁法の問題に對しましては、独禁法そのものを改正していかうという考え方でなく、私たち法律的に見て、さうして独禁法となるべく抵触しないように、独禁法とともに歩んでいかれるだけのものを研究し、それによつて進みたい、こう考えておるわけでございます。

○永井委員 いや、現在の憲法の範囲で行動しよう、独禁法の現存しておる現実を承認した上で自後の立法をしようといふのではなくして、自後の立法に支障があるから独禁法を改正しようといふ逆算的な考え方、独禁法の改正といふものが問題にされておるのではないか。またそれが具体的な一つの事象として取り扱わなければ独禁法が現状に沿わないといふような論議はどこにも出てこないわけでありまして、さういふ関係がどうなつておるかといふことを聞いておるわけですね。決してこれは抽象論ではなくして、現在独禁法といふものが現存しておるそのものにおいて鉄鋼需給法案を作ろう、あるいは中小企業団体法案を作ろうといふ場合に、この独禁法に抵触しない、で、それではどのようなことを作業の過程において考えられておるのか。どの点が最初の考えでいけばぶつかる、そこでこれを避けるためにこういふふうな考え方を改めて立法作業をしておるのだといふのか、その辺を一つ具体的に承りたい。

○長谷川政府委員 独禁法そのものを修正をしようというのではないのであつて、要するに法制局の方で公取の方と私の方で立案したそのものでいけば、たとえば独禁法の中に抵触して

るといふ部分は全部修正をし、あるいはカットして、現在の独禁法そのものに何ら支障のないような方向に向つて進んでいくわけでありませう。

○永井委員 それでは中小企業庁長官にお伺ひしますが、現在の団体法は独禁法に抵触しないように、さういふ面を避けて立法しよう、こういふことになつておるのかどうか承りたい。

○川上政府委員 今法制局におきまして、団体法につきましてもいろいろ検討を進めておりますが、先ほども政務次官からお話しがありましたように、独禁法に抵触しないように独禁法の例外として取り扱われるような措置をとりたいといふふうな考えをもち、現在法律をいろいろ検討いたしております。

○永井委員 それはおかしい話で、独禁法に抵触しないといつても例外として認めよう、こういふことはなくすしに一つの事象々々をあけて、それを独禁法からははずしていくわけですから、少くとも立法の内容は独禁法には抵触する部分があるのだ。しかしそれは話し合ひで、その点ははずすのだ、こういふのか、独禁法に抵触する分は抜いて独禁法に抵触しないように立法しておるといふのか、どつちなのですか。

○長谷川政府委員 独禁法の精神には抵触しないように進められていくわけでありませう。

○永井委員 独禁法の精神には触れない、僕は精神がどうこうといふことを言つておるのではない。現在現存しておる独禁法に抵触する部分と内容とするものがあるのかないのか、さういふものを避けていくのだといふことですか、避けていくといふなら独禁法に抵触する部分は内容として全然ないのか

どうか、こういうことを聞いておるのです。ところが今独禁法の精神には触れないのだというような話で、私の質問の焦点とははずれておるのです。現行独禁法に抵触する部分と内容とするものがあるのかないのか、中小企業庁の長官から伺いたい。

○川上政府委員 現在の中小企業安定法にしましても、あるいはまた協同組合法にしましても、一応独禁法の適用除外ということになっておるわけでございますが、私どももいたしましては現在審議いたしております団体法につきましてもやはり適用除外という扱いにしてもらおうということで、現在公取といろい相談をしておりまして、独禁法の精神には触れないようにしたい。独禁法の精神にもとるようなことがないようにならば、適用除外というような措置をとりたいというふうに現在考えております。

○永井委員 中小企業の安定法でも何でも独禁法に触れるわけです。それを除外しているというだけです。だから適用除外をする部分があるかないかを聞いておるのであって、精神のことを聞いておるのではない。精神の問題は必要があれば次に質問します。今それは質問しておりませんから答弁の限りではありません。

○川上政府委員 ある部分につきましてはやはり適用除外というようになことになるものがあるわけでございます。現在法律の内容につきましては、いろいろ検討中でありまして、どの部分がどうであるとかいうことはまだ申し上げかねますけれども、今申しましたようにある部分につきましてはやはり適用除外にしてみなければならぬ

い部分があるわけでございます。

○永井委員 そういたしますと、独禁法を避けて立法するというのではなくて、新しい立法が都合のいいように独禁法を削り取って進もうという考えには変りないのでありますか。

○川上政府委員 別に独禁法を削り取ってというわけではありませんが、独禁法の精神は十分尊重しながら、国民経済的に考えますときは中小企業関係につきましても、この部分だけはやはり適用除外した方がよくはないかという点について適用除外をしていただくというふうに考えております。

○永井委員 私はそういうものの考え方が、今後の日本経済の構造、産業構造等に相当大きな影響をもたらしてくると思ひます。一々これは適用除外だ、これも適用除外だといふものを積み重ねて、この上に適用除外しなければ新しい立法が困難になるというふうな事態は、今の独禁法が生きて動いていく経済の実情に合わなくなつてきているのだ。こういう一つの事例を積み重ねて独禁法の改正というところで独禁法の立法精神までもすりかえてしまふというふうなところに積み上げていく一つの作業としてなされておる。たとえば憲法の上においても軍を持つことができないことになつておるにもかかわらず、これは軍隊でないといふのでだんだん積み重ねていつて憲法改正というところへ持つていく。こういう事例を見ましても、國の基本的なものの考え方を削り取つてこれを改変しようとしておるのところに問題があると思ひます。これはものの軽重を考えなければならぬと思ひますが、中小企業団体法を作ること急なために、またそ

の効果がそれほど大きく期待できない

にもかかわらず、法律の上だけでは非常に強制的な内容を持つたものを作つていく。そうしてそれと引きかえに中小企業団体法という形で現在難渋しておるものが、政府及び与党が考えておる中小企業団体関係の立法作業であると思ひます。そこで目先の利益を誘導するために、えさを中小企業に与えるために、お前の方はこれだけの権力でこれだけのことをやらすことができるのだというところで、その面において独禁法の適用除外をある部分戦いとる。それと引きかえにそういうものを積み上げていつて今度は大企業のために独禁法の改正というふうなことでそれとすりかえに出す。当面は大企業は黒幕の中にある。そしてここに出てきているのは、中小企業だ。そしてそういう面から独禁法を改正しなければならぬという機運を起してきて、独禁法を改めていつて、そして大企業が独占的な経済活動が自由にできるようにこれをな

くしてしまふ。だから中小企業にはつめのあかほど与えておいて、それとすりかえに大企業の独占活動がどんどんできるような基盤を与えるというふうな意図がここに含まれておる。これは見のがすことができないと私は考えるのであります。これに対して長谷川政務次官は、政務次官になつたからといって急に当局顔をしないうで、一休民主的な政界の政治家として——ことに中小企業の将来をほんとうに考えるならば、これはやはり大きな分岐点に立つておると思ひます。中小企業のカルテル行為を承認するための独禁法の改正というふうな看板にして、そして独禁法を改正して、今度は大企業が

大道を調歩できるような基盤を与えて、そして自由競争の分野で中小企業を併呑してしまふ。大企業といふものはちよつと顔を出すだけにしておいて、あとは大企業がどんどん自由に活動できるようなそういう環境を用意しよう、こういうふうな意図があり、事実においてそういうふうな結果がなされる。こういうものに對してあなたはど

ういうふうなこの事象を分析して理解されておるのか。先ほどから国民経済、国民経済と、一人で国民経済をしゃつて立つておるような中小企業庁長官の口幅つたい答弁であります。その言葉だけで国民経済をしゃつて立つてはいけなものでありまして、内容がこれを規定するわけでありまして、政務次官は内容分析の上に立つてど

ういうふうなことを考えておるのか、一つ将来速記録に残つて、あれは政務次官になつたときにはこんな答弁をしておるぞという悔いを残さないように、一つはつきりした答弁をお願いしたい。

○長谷川政府委員 ただいまのようなものが次々に出ていつた場合、なるほど御指摘の通り独禁法そのものの再考慮をしなければならぬときがくるであろうというふうには考えております。しかし、中小企業の問題に関連をいたしましては、今度の団体法を出すにしても、みなさんともに私たちがいかにか中小企業といふものを育成をす

るかといふ点について、どうやつて育成したらはその目的を達することができるといふことが結論として出てきたのが今度の団体法である。日本の産業構造の全般から見まして、中小企業の占める位置と、それに

對する現在の待遇そのものがマッチしてないではないか。こういう点から育成策を立てるわけでありまして、決して独禁法を修正をして大企業に奉仕をするためなどということは毛頭考えておりません。ただいま申し上げた通り、日本の産業構造の地位からいつて、いかに中小企業を育成しなければならぬかといふことが一にかかつて私たちが政治を行うものの使命であると考えておるわけでありまして、その点については、臆測の方はまずおありになりまして、そういう考え方を毛頭持つていないということだけははっきり申し上げられると思ひます。

○福田委員 長 今の際商工組合中央金庫より、参考人として同金庫理事の加藤八郎君が御出席になられましたので、この際商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案を議題とし、本案について参考人に対する質疑を行います。

○永井委員 私我先ほど来質問しているのはみな商工中金の問題を質疑する前提条件をいろいろ質問しておるわけ

です。私は長谷川政務次官やそれから川上中小企業庁長官の主観的な所見を聞いておるのではなくて、中小企業のために独禁法の適用除外をする、中小企業安定法で除外をする、こういうものを積み重ねていつて、そうして独禁法は改正しなければならぬ段階に来ているのだといつて大きくこれをはずした結果、中小企業に与える利益よりは

大企業に——独禁法といふのは大企業に對する一つの制約でありますから、そういうものがはずされた場合、非常に独禁法が縮小された場合における中小企業と大企業との自由競争の場面に

おける比重というものが、大企業が

ぐつと伸びて中小企業がそれに併呑される結果になるのじゃないか。これは論理的にそういふことになるわけだ。だから、これをはずしたことに

よつて中小企業はこれだけ大きくなるのか、そして大企業をこれだけ押えていくのだ、従来通りこうやって押えていくのだという論拠があるならこれを示してもらいたい。私は第三者的に客観的にどういふふうになるのかという論理的な推理をずっとやっているわけですから、主観的な判断だけではいいないわけだ。この独禁法を修正しようというこれは、とりもなおさずいろいろなカルテルであるとかトラストであるとかそういうことを自由にさせなければならぬという考えに立つておるのだらうと思ふのです。そういうふうにはずした場合は、大企業の活動と中小企業の活動とを比較した場合にどういふふうになるのかということを分析してもらいたい。

○長谷川政府委員 独禁法そのものを今修正しようという考え方は持つておられません。(永井委員「いや、新聞に出ていふ」と呼ぶ)ただ、御指摘があつたように、例外だとか除外だとか、次々にそういうことになつていけば必然的に修正をしなければならぬときがあるであらう、こういうふうな考えでおります。従つて、法案、たとえば団体法案が出てきて、その分析はどうかということになります。その分析は、要するに今法案を審議中のごさいますので、その法案が出て参りますれば当然御審議を願わなければなりませんから、そのときに初めて、中小企業という面、大企業という面の分析はおのずからそこに出て、はつきり

していただく、こう考えております。

○永井委員 いずれまたこの問題については別の機会に十分論議をしたいと思ひます。

そこで、そういたしますと、政府の考へておる中小企業団体法というものはそういう考へ方では今後中小企業の振興をはかろうとしておるわけであり

ますから、この今後の中小企業の振興施策というものはどういふ性格のもの、具体的にはどういふふうな措置を、法律の上ではどう、経済的にはどう、行政措置としてはどう、こういうふう

に三つにわけて、この内容を、中小企業庁長官から、簡単にいいですから、要点を示していただきたい。

○川上政府委員 中小企業の振興対策につきましましては、昨年の七月でありましたか、内閣に中小企業振興審議会を設けまして、広く民間の委員の方々も入られまして検討いたしました。十二月の末に答申が内閣に出されております。その内容につきましましては、永井先生よく御存じと思ふのですが、やはり一つの問題といたしましては組織の強化をはかるということが大事である、すなわち、中小企業が団結をいたしました、その団結の力によりましてみずから自分の改善なりあるいは振興をはかるというそのことをやるべきだというのが一つであります。もう一つは金融の問題、この金融につきましても、あるいは政府の援助により、あるいは民間金融機関の協力によつて中小企業の金融を円滑にすべきだということが一つであります。それから第三の問題として、税の問題につきましまして、現在の中小企業に対する税金の負担は比較

的なので、これを何とかして軽減すべきだというのが第三の問題であります。その他あるいは大企業との調整の問題とかあるいはその市場との関係とか、そういう主として商業関係のいろいろの問題についての振興策がいわれておるわけでありまして。

私どもとしましては、この振興審議会の答申を全部これを実現するということはいろいろ問題もありまして、必ずしも適当でないものも現在においてはあるかもしれません。しかしながら、何とかして審議会の結論につきましまして、十分尊重して、行政の面において、あるいは法律の面によつて実現したいというふうな考へ方をもつて、先ほどもお話になつたような法律の問題としましては、中小企業団体法というよりなものを作りまして、中小企業を団結してその改善振興をはかろうとするのが一つの問題であります。それから小売業あるいは商業関係につきましましていろいろ問題がありますので、これについても小売業振興法というよりなもので作つて、小売業者の振興をはかる必要がありやしないかということ、現在いろいろその法律につきましまして検討いたしております。

それから金融の問題につきましましては、御承知の通り、今度の予算においても中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫にそれぞれ新しい投融資としまして二百億ずつ出すことになつております。また商工組合中央金庫に対しましては金利の引き下げが最も大事でありますので、この際十五億の出資をすることにいたしました。また債券の消化につきましても、政府の方で二十億の債券の引き受けの資金を出すことに

なつたわけでありまして、これによつて商工中金の金利を極力下げようということにいたしておるわけでありまして。また特に零細企業関係の金融問題につきましましては、現在の保証協会に対して政府がある程度の援助をいたしまして、零細企業の金融に便ならしめようということ、現在この委員会に付託されております保証協会に対する政府資金の貸付をするということに相なつておるわけでありまして。金融問題につきましましては、政府としてそういうことをすると同時に、一面におきましては一般の市中銀行が極力中小企業金融に努力、協力してもらふよう行政的ないろいろな指導もいたしておるわけでありまして。

それから税金の問題につきましましては、これもまた現在国会に提案をされておりますが、所得税についても相当減免されておりますし、また地方の事業税についても、種類によつて違ひますけれども、それぞれ二〇%程度ずつ軽減されることになるはずであります。また法人税についても、現在の五十万円というものが、百万円まで上げて、零細企業に対しては特別な措置をとるといふようなことを考へております。また特別償却制度あるいは第四次再評価といふようなことを実行して、極力中小企業の税の軽減をいたしたいというふうなことをいたしておるわけでありまして。

その他行政面において、たとえば設備の近代化、これに対しても年々ある程度の財政資金を出しておるわけでありまして、来年度においては四億程度の金を出して設備の近代化をはかりたいというふうに考へております。その

他予算面においても従来よりもある程度は増額してこの中小企業の振興策をはかりたいというふうに考へておるわけでありまして。

○永井委員 ただいまの答弁に対していろいろな角度から論議があるわけでありまして、これは後日に譲るといたしまして、政府は中小企業の振興の主体となるのは、中小企業者自体の団結の力に待つというお話でありまして、その点はよく了解いたしました。

そういたしますと、中小企業の振興は行政指導といい、いろいろな法律を作るといい、あるいは経済的な援助といい、いろいろなものがあるでしょうが、その主体となる中小企業自体の立ち上り、いわゆる個々の力が弱いか、その団結の力に待たなければならぬ、中小企業の団結がその主体的条件である、こういうことを明白にされたわけでありまして。それならば、その政策を推進するためにいろいろな施策がそこに集中され、いろいろな施策というものが、なかなか団結しにくい中小企業というものの団結を促進する、強化する、こういう方向に集められなければならないと思ふのであります。今の政府の施策には、そういう筋の立つたいろいろなものが本年度の予算の中において、あるいは今後におけるいろいろな施策の上において、具体的にどういふふうに表示されておるか。私はそれを聞きたいんです。

中小企業関係のものでも予算からいへば一億よりふえていない。これは昨年度の財政規模の大きさから言うならば、前年度に比べて一割以上ふえているわけですからその割合からいへば、もつとふえなければならぬはず

だ、あるいは長官は信用保証協会等に十億の金を出しているじゃないかと云うが、こういうものは中小企業の振興という今言つたような団体を強化していくことにはそう大した役に立たないし、それはやはり一つの金融政策として見るべきものだ。これはど画期的な立法をし、振興をはかろうとするならば、一つの出発点に當つての政府の気がまえては一億四程度の熱意というより丁半し程度であると思ふのですが、その点についてはいかがですか。金も使い方によつては、むだに使うこともあるし、何十倍に使うこともあるが、川上長官は振興の手腕を持つて、一億の金で大いに手品を使つて画期的な政府の要請や中小企業者の要請にこたえるという手があるならば、一億の金をどういうふうに倍増して使うのか、その手のうちをここで大いに御披露願ひたいと思ふ。

○川上政府委員 組織の強化の問題と予算の関係であります。今先生が御指摘されましたように、来年度の一般の予算につきましては三十一年度よりも若干たくさん予定されてないわけでありまして、一応私どもとしましては、協同組合施設についての助成金を、大体三十一年度においては一億でありませんが、来年度においては、回収を入れますと、一億七千万円程度になるのじゃないかというふうに考えております。それからまた中央会に対する助成につきましても、三十一年度三千万円のもの、四千万円というところに来年度は考へております。それから商工中金、これはやはり組織強化の一つの大きな柱となつておるわけでございますが、現在この委員会に付託されてお

ります法律案等にもありますように、政府の方で十億の出資をして、そして極力金利を引き下げる。また商工債券の消化をよくするために二十億の資金を出すというよりなことにによりまして、商工中金を極力強化して、あわせて組織の強化に努めさせるというような措置を講じておるわけでありまして、先生が今おっしゃいましたように、どうも予算面はちつとも伴つていないじゃないかというよりなお話であります。すが、ちつとも伴つていないというわけじやございませんで、やはり商工中金につきましても出資も強化しておりますし、あるいはその他のものにつきましてもある程度の増額をいたしてありますが、予算の關係は御指摘の通り飛躍的な増加ということにはなつておりません。これは財源の關係からさういうことになつたわけでございますけれども、予算の面だけではないで、やはり団体法という法律を作ることによりまして、一面法律の力によつて団体の強化をしていきたいというよりな考えを私どもは持つておりました、あわせて団体の強化をはかつていきたいというふうに考へておるわけでありまして。

○永井委員 私はいさつとそつと来るのではないかと思つていたのです。金じやないのだ、中小企業の振興は今の段階は権力で行くのだ、法律を作つて法律でやるのだ、法律を用意しているものだからきつとこういふところに来るのではないかと思つたが、その通りだ。だから独断法でも何でもはすしていくというよりな大へん官儀的な中小企業の振興、みんなが期待しているものとはほど遠い観点に立つた一つの振興政策だということがはつきりされたわけ

です。実は私は通産省内における中小企業庁という外局の立場に常に同情しているのです。省内における野党的な立場だと思つてゐるのです。政府が中小企業振興だと言つて、中小企業庁の方は、よくよくの目を見てきたといふので意気込んでいろいろな企画を立てていろいろなことをやるが、さて予算の査定となると、今言つたように前年に比べて一億の増額だ、しかも財政規模全体は前年に比べて一割の増額になつてゐるが、その適當な増額の配分も受けられない。さうして結局予算の査定を受けたらぎやふんと參つて、意気込んで気持はべしやんと參つて、役所の中ではしよげてゐるのだらうと思ふのです。さういふよりな性格の關係であるから、中小企業というものはかけ声だけでやるのであつて、経済的な裏づけでやるのじやないのだ、法律の権力でやるのであつて、経済的な裏づけで中小企業の振興をほんとうにやろうとするのではないのだというその正体がここに暴露されたわけでありまして、それからそれはそれでいいのであります。その通りなんだから、率直に川上長官は言葉をかえて言つたので、私はそれを意識して言つてゐるわけですから、それはそれでいいのです。いいのですが、今言つたように中小企業者の團結強化が中小企業振興の主体的な条件であるというならば、この条件をすつとそろえていかなければいけない。少い予算ならば少い予算の中で、矛盾を起したりばらばらな形に焦点がぼけたり、さういふよりなところのないようにしていかなければならぬと思ふのです。そして商工中金という金融政策の中で、この法律で団体

を作れ、團結権が固まること、お前らの組織が、中小企業の振興の主体的な条件であるという認識に立つたならば、その裏づけとしての金融は、なぜ商工中金を中心にして団体金融、組合金融を中心にして強化するという措置を講じないのです。しかも資金量が足りないからというので、中小企業金融公庫の扱いをさせる。その代理貸しの金を扱ふだけの事務能力なり、それだけの余力があれば、少くとも現在の能力で、フルにこの金融の仕事をやつていくだけの資金量とその運用等を強化するという方向にどうしていかないのですか。さうして中小企業金融公庫にも出してゐる。これでは団体強化の法には個人貸しなんです。これは個人に入らなくても、個人で大きな金融はこつちから受けるということになれば、団体強化ということとはかけ声だけであつて、金融の面では逆なことをやつてゐる。また商工中金が組合金融であるにもかかわらず、個人貸しの方もやる、矛盾することを一つの組合の中でやるということになるわけでありまして、これはどうなんですか。この法律では、団体を作つて團結を強化せよ、こつちつておきなながら、實際の金融の面では逆なことをやつてゐる、これに對して矛盾を感じないでやつてゐるのですかどうですか。

○川上政府委員 私は現在の商工中金に對する政府のやり方と、それからまた中小企業金融公庫に對するやり方とが、見方によりましては若干矛盾しておる点があるのじやないかという点につきましては、一応さういふふうに考へるものでありますけれども、しかしまた一面からいいますと、やはり中小企業金融公庫というものと、それから商工組合中央金庫というものはその性格が違つておりました、やはり商工組合中央金庫というものは、一面におきましては民間的な色彩の強い、いわゆる組合金融的な性格を持つておりますし、またその面において特殊な機能を持つておりますから、やはりさういふ面を大いに強化していくということが必要ではないかというよりには私は考へております。また一方中小企業金融公庫につきましては、これは政府の資金をそのまま出す機関でございますので、特に長期資金というよりな特色も持つておりますし、さういふ性格の金融機関というものは一面において必要ではないかというよりには考へておるわけでありまして、なるほど先生のおっしゃいましたように、組合強化、組織の強化という点からいいますと、若干矛盾しない点がないでもありませんけれども、その点はお互に調整をはかつて、そして極力矛盾しないような措置をとつていく、私どももいたしましては、さういふよりにやつていきたいと思ひます。

○永井委員 長官の言うよりなことは、これは段階があると思ふのです。組合が強化されてゐる程度一つ一つの目標の段階に來た、さうして組合金融だけでは果せない分野が残されて、その分野に對して補完的な役割として中小企業金融公庫で個人対象の金融をしていくのだ、さうしてあわせて一本のプログラムで進むならこれはけつこつだ。ところが組織の方はほとんど強化されてない難然たる状況で、団体法が初めてここに現われるというより

な状況だ。前は協同組合法がありましてたけれども、それだつて十分な活用がされてない。これから組織を強化しようという出発点に當つて、性格の違つたもの——これとこれは違つたのです。こういうことで同じ中小企業の中にならぬといふならば、組合を強化していくといふことのブレーキになつてもプラスにならないと思ふのです。が、この点はどうなのですか。中小企業金融公庫の個人貸しというものは、商工中金がこれを扱うといふことはその仕事の中で矛盾をし、そしてその経済効果として矛盾が出てくるのではな

いか、この点に対してどういふふうに考へておられますか。

○川上政府委員 先ほどもお話し申し上げましたように、商工中金に対する強化もわれわれとしてはやつておるわけでありまして、政府の方で十五億の出資をするといふことは、これはやはり金利を下げて、そして組合組織の強化をはからうといふ点にもあるわけでありまして、また中小企業金融公庫の方から商工中金をして金を出すと

いうことはどういふことですか、未組織を温存するといふのですか。

○川上政府委員 言葉はちよつと間違えたかもしれませんが、まだ組織をさへていないものについて、これを組織化されるように強化していこう、こういうことではあります。

○永井委員 そういふことを促進するならば、組合金融にして、そこから資金を流すことによつて組織化を促進することになるので、未組織の分野に個人貸しをどんどん、今度のものでも相当資金量がふえていくわけですから、そこから流し込んでいけば、未組織は未組織としてますます温存することを強めてこそ、組織化を促進するといふことにはならないと思ふのですが、それはどのように発展させるのが組織化を促進することになるのか、その点を合理的に一つ伺いたい。

○川上政府委員 中小企業金融公庫の金を、商工中金を通してまだ組織化されてない未組織のものに對して貸し出していくといふことは、やはり商工中金の方でめんどろを見ることによつて、その組合をだんだん作らしていくといふことに役立っていくのではないかと、このことは私に考へておられます。

○永井委員 長官の答弁は、何だか頭の悪いわれわれには理解しにくいのです。あなた自身も非常に矛盾を感じながら、言ひわけしているのだらうと思ふのです。それはまた後ほど問題を展開するとして、盛んにあなたは商工中金の金利を下げるのだ、こう言っているのですが、一体金利を下げるために最善の措置をしているのですかどうですか。商工中金に対して生産性本部の

金を流して、そして生産性本部に對して金利のピンはねをさしているじゃないですか。生産性本部に金利のピンはねをさせる資金量が十億あるならば、どうしてこれをまっすぐ商工中金に出せないのですか。生産性本部に金利のピンはねをさせることが商工中金の金利の引き下げに役立つといふことがあら

なければ、合理的にそれを説明してもらいたい。あるいはこういふ安い金利で出しているのだからなんといふことは言ひわけになりませんよ、あらかじめ言つておきます。それだけの金利は生産性本部がピンはねしているのだから、それをまっすぐ貸せばそれだけの分は金利の引き下げに役立つ、そういうことをしておらない。そういうことをしておいて、さつきから金利の引き下げた、金利の引き下げたで非常に口幅つたいことを言つておられるのですが、金利が安いからといふことでなくて、別個にそういうピンはねをさせることが金利の引き下げになるのだという理由を示してもらいたい。

○川上政府委員 生産性本部を通して中金に貸しておりますものは、これはやはり生産性本部の事務費の關係もありまして、ピンはねといふ言葉はいけないかもしれませんが、やはり一応事務費といふことで、中金の方に對しましては、政府の方から四分で借りたものを六分五厘で貸しているといふようなことになっておるわけでありまして、この点は、これは直接政府の方から金を低利で中金に貸したらい

いじゃないかといふような御意見もあるかと思ふのですが、またわれわれの方としまして、先般この委員会におきましてこのことが問題になりました

ので現在いろいろ研究いたしております、関係方面ともいろいろ折衝しておりますが、やはり商工中金の民間的な色彩の強いといふ金融機関の性格からいたしまして、現在のところは、資金運用部の金を直接貸すといふようなところに来ていないわけでありまして、この問題はいろいろ御意見はあろうかと思ひますが、われわれとしてはその辺をもう少し関係方面とも検討いたして、私個人としては何とか直接資金運用部の金を中金にも貸し出せるようなことに持つていきたいといふふうに考へておるわけでありまして、し

かし一面におきましては、先ほど申し上げましたように、来年度においては十五億の出資をいたしまして、少くとも現在長期の金利につきましては、一割一分五厘といふものを一割程度まで下げていきたいといふようなことをいたしまして金利の引下げをはかりたいといふような努力をいたしておるわけでありまして、今永井先生がおつ

しやいましたように、何もお前はしてないじゃないかといふことには、必ずしもならぬのではないかと、いふに考へております。

○永井委員 私は何にもしてないといふことを言つておられるのではない。仕方が足りないじゃないか、やつておることが逆じゃないか。同じ政府の金です。政府の金で生産性本部にピンはねさせるために出す金があるならば、なぜこれだけ大きな問題になつておる中小企業の金利の引き下げといふことに直接役立つような金の使い方をしないのか。しかもこれは去年出しておる。商工中金に政府が直接貸しできなかったら、出資でも何でも出せるはずだ。商

工中金にいろいろな人を送り込んでいて、大きな額をしてだけだけの出資をしておるか。生産性本部に十億ピンはねさせる金があるならば、これをどうして出資させないのですか。もし直接貸しができるというならば、法律を

ほとんど変えていくでせう、あるいは強行法でも憲法でも乗り越えて都合よくあなた方はやつておられるでせう、そういうことがなぜやれないのですか。そういうところは、そういう法律があるからやれないのだ。やろうと思はないからやらないだけで、やろうと思えばそんなことはほとんど法律を改正すればいい。そういうことをやらないで、おいて、おいて金利の引き下げに努力しているんだ、努力しているんだ、努力の仕方が、つめのあかほどしても努力したことになる。しかしそれは比較してみても非常に弱いではないか、順位を非常に低く考へておるのではないか、こういう意味なんです。だから、中小企業の商工中金の金利を引き下げるといふことがそれほど大きな問題であるならば、どうしてこのような内容の中にある問題を始末しないのか、こういうことなんです。重ねて答弁を求めます。

○川上政府委員 生産性本部の金をま

としましては、政府の金を直接中金に出すという問題については、いろいろ検討しまして、先ほども私は私見と申し上げましたが、私自身としては、何とか直接貸しができるような措置をとって、いかに努力はしたいといふように考えております。

○永井委員 長官の言うことはもうその通りでいいわけです。だから今の政府の中小企業に対する考え方というのは、金利の引き下げということとは表看板で、陰では生産性本部の金をもし直接貸しができるならば、四分で借りた金は四分で手数料なしに中小企業振興のために融通すればいいのです。それをピンはねさせて、そうして生産性本部を運営するために中小企業にしわ寄せをする、これが今の政府の中小企業対策の内容なんだ。それが片鱗なんだ。これは一つの露頭であって、その一つはかけ声だけであって、実はないのだ。しかも団体の強化をはかりながら、団体の強化にブレーキをかけるような個人貸しの方もどんどん強化していく。そうして代理貸しで事務能力をさいて、それだけの余裕があるのに、商工中金がフルに組合金融に奉仕できないようなそんな方面に、みずからブレーキをかけるような方向の仕事もさせているのだ。だからやっていることはかけ声だけであり、具体的に現われているものは矛盾だらけだ。団体強化にブレーキをかけるようなことをあえてして、それに矛盾を感じないで中小企業庁がやっているのだ、こういう事実を私は明らかにしただけで足りると思うのです。

そこで商工中金にお尋ねをいたすのでありますが、商工中金の実際の仕事を

の上で、こういう中小企業金融公庫の代理貸しをやっていくということ、組合を強化して組合金融を通して中小企業のほんとうの主體的な存立条件といふものを確立していこうという仕事との間に、本質的に矛盾があるのではないか、こう思うのでありますが、その点についてはどのように考えているか。これだけの事務能力の余力があれば、商工中金の本来の仕事に全力を傾注するというのが望ましいわけだと思ふのですが、その点についてはいかがでありますか。

○加藤参考人 ただいま永井先生からお尋ねのごさいました点についてお答え申し上げます。商工中金の能力といひまして、現在店舗が五十二、職員は二千三百人おるのでございますが、本来の使命でございします組合金融につきまして、全力を尽し優先的に扱う。もちろん今後ともその方針でやるつもりでございますが、公庫の代理貸しといたしまして、個人にも貸せるといふ道を開いていただくことになりました場合におきまして、われわれといたしましては、どこまでも組合金融の方に全力を尽して、さらに余力をもってそれをやるというふうに扱わなければならぬと考えておるのでございまして、しからば中金にそういう余力があるのかという点になります。が、中金の仕事は大体におきまして下半期が非常に多忙でございします。上半期は比較的閑散な時期になって参るのでございします。そういう時期を利用いたしますれば個人に対する事務処理ということも当然にできるのでございまして、今後どの程度の資金を公庫の代理貸しとしてやりますか、その金額の量にもよ

ることと思ひますけれども、それをします場合に、もちろん組合金融という点について、主としてそれを使わせていただきます。さらに事務能力の許す範囲におきまして、個人にも貸すということはやっています。またそれによつて組合の方の御迷惑になるようなこともなしに済むのではないかと考えておるのでございします。

○永井委員 この際、中小企業金融公庫からお見えでありますからお尋ねいたしますが、三十二年度の計画では、これからのいろいろな計画でも異なつてくると思ふのでありますが、大体商工中金で代理貸し業務を行うということになれば、大体どの程度の資金ワックを予定し計画し、そうしてその運営を、一般銀行業務、銀行で扱う代理貸しとはやはり若干その色合いが違つてくるであらうと思ふのであります。またそういうふうにした方がよろしいと思ふのであります。が、そういう点については、資金ワックをどのように考え、そうして運営をどのように考え、商工中金との間の団体強化について役立つ面においてどのような配慮を持つておるか、これを一つ伺いたいと思ひます。

○江崎説明員 三十二年度におきまして、中小公庫から商工中金に對しましてどのくらいの資金を用意しておるかという御質問の点でございします。三十二年度におきましては、私ども全体の資金量を四百十五億の貸付計画をたてておきます。それでそのうちどの程度の商工中金に扱つていただくかという問題でございしますが、この点につきましては、まだはっきりと商工中金との間の話し合いが進んでお

りませんけれども、大体の心組むといひましては、一カ年間に二十五億ないし三十億の資金をあてまして取扱つていただきたらどうかというふうに考えております。

なおこれの運営につきまして、どういふような特別の配慮をしておるかという御質問の点でございしますが、私どもといたしましては、今回の商工中金法の改正案にも盛り込んでおりますように、特に中小公庫の資金を特別に大量に取り扱つていただくという趣旨をも考えまして、従来の代理貸しの甲方式に加えまして、手続上さらに簡単なる方法を考へていつたらどうかというふうにご考慮をいたします。方式といひましては、従来の甲方式と申しまゝすると、代理店におきまして八割の責任を負つていただき、公庫におきまして二割の責任を負うという方式でございしますが、大体この方式を踏襲いたしまして取り扱いますけれども、個々の貸付の処理につきまして、一々公庫の方まで従来の金依頼を受けておりましたこの制度を、できまして簡素化いたしまして、できるだけ商工中金の御審査を尊重いたしまして、そのまま迅速に貸し出しをしていただくというふうに変更いたします。

なお資金につきましても、できましてならば一々貸付の案件ごとに送金をするという従来のややこしい手続をやめまして、ある程度まで一括して資金を差し上げておいて、逐次迅速に貸し出しをしていただくというふうな方法を考へたらどうかというふうに考えておる次第でございします。

「委員長退席、逓本委員長代理着席」

なお商工中金との関係で特別の配慮をそのほかに考へておるかどうかいふ御質問の点でございしますが、私の方で一昨年から御承知の通り直接の貸付を始めましたのでございしますが、その個々の案件の処理につきまして、貸付の際申込人の事情を聞きまして、従来の商工中金との取引関係もあるといふようなことがわかりました場合には、従来の取引関係を尊重いたしまして、一応商工中金に照会をいたしまして、も

しも商工中金におきまして、この案件につきまして貸し出しをする用意があるというお答えを得ました場合には、私の方が貸し出しをやめまして、商工中金にお譲りする、商工中金において貸付をしていただくというふうな取扱いはいたしております。商工中金におきまして、もしも公庫の方で貸し付けられたいというふうなお答えのありました場合には、私の方で取り扱うというふうにいたしまして、できるだけ重複を避けるというふうな取扱いは現在いたしている次第でございします。

○永井委員 重ねて公庫にお尋ねいたしたいのでありますが、私は、公庫は発足以来まだ日も浅く、陣容の整備もいまだし、そういうような条件の中でいろいろ批判もあるというふうなことで、仕事の上では非常にやりにくいのではないかと、いふに同情しているわけでありまして。なぜかというふうによりにきいかといふは、公庫が出發するに當つては、やはり一般の市中銀行その他からの反響が裏の方であつたと思ふ。こういうものがどんどん伸びてこられたら自分たちの權益が侵されると思ふから、中小企業金融公庫という看板だけ下げて、そして中身は実

際十分に活動ができないように、ああでもない、こうでもないというブレーキがかかって、そしてこの非常なやりにくい中で仕事をしているから、われわれが当初考えたような設立の趣旨が十分發揮できないで、半身不随みたいな状態になっているのではないかと、こういうふうな思ひです。何と云つてもこれは窓口を市中銀行に持つてゐる。この公庫が出生した当初は、銀行の焦げつきを切りかえた、その次は窓口へ来る、来たなら利なやつは、いや公庫なんか行かなくなつておれの方で貸すといつて直接銀行の方で持つてしまふ。そして自分の方で貸す気持がないようなものは、公庫の方に回す、公庫の方に回す場合には、書類の作成から、あるいは担保の条件から、こういうものをうんとやましく言つて、そしてもう手一ぱいな担保をとる、そしてそういうところで金を借りたものに対しては、銀行はその後の金融をつけない、こういうのでありますから、持つてゐる財産は全部公庫の担保に入れて、担保に入れたらほかの金融がつかないというのでありますから、少し力のあるものは、有利な金融を、こういうふうな長期にして、こういうふうな計画をしたいと思つてもあとの金融がつかなくなりまして、なるだけ公庫は避けて銀行の方にいく、こういうふうな現在の公庫といふものは浮き上つて、市中銀行の運営に都合のいいような狭い範囲でだけ運用されている、それがみな公庫のところは文句が集まる原因になっているのではないかと。それにまた大体代理貸しといふような仕事をやらしておきな

がら、利ざやもそう大した有利な条件は与えていないし、それから入割の危険負担を銀行に持たして、二割より公庫が危険負担をしない、そしてやれといつたつて、なかなか熱意が出るものではない。今の中小企業金融公庫といふものは市中銀行のじやまにならないうような存在として運営されている、その限りについて役に立たない存在になつてゐるのではないかと、こういうふうなわれわれは考えるのであります。でありますから、今のような性格と、今のような運営の状態の中では、資金量を何ほ流してもなかなか消化し切れないのでないか、あるいは消化したといつたしましても資金を流す上において、中小企業にこゝろあるべきだ、あああるべきだといふ期待とは反した運営が出てくる、そういう運営をチェックすることが公庫としてはなかなかできない、こういう状況だと思つてあります、それが、実際は今までの経験において、どの点が現在の公庫の一番の隘路であり、どういふ点をどういふふうにか切り開いたならば今後正しい運営の軌道に乗せることができるかと考えておるのかどうか、その所見を伺いたいのではありません。これはやはり直接貸しといつても経費も多くかかることであるし、また陣容の整備もそう一朝一夕にはいかないことと思つてあります。でありますから、今後の運営において、現在のワク内においてどういふふうな工夫しようとしておるのか。それから現在のワク内ではこれ以上はできないんだ、だからそれをどういふふうな隘路打開をしなければならぬと考へておるといふ、その所見を一つ伺いたいのと思ひます。

○江崎説明員 ただいまの問題は非常に根本的な問題でございまして、なかなかむずかしい問題でございまして、けれども、大体現在考へておるところを申し述べまして御批判を得たいと思ひます。

公庫ができましたのは、二十八年の八月でございまして、自來三年半の年月を経てあります。御案内の通り当初代理貸し制度をもつて発足しまして、その後三十年の秋から直接貸しの制度を始めた次第でございまして。代理貸しにつきましては、ただいま永井先生からおるのが大部分じゃないかといふやうな御非難も実は以前からいたしておりました。その点につきましては私どももいたしましては、さういふことのないように各代理店にもよく話しております。のみならず二十九年から私どもの内部に監査部を設けまして、各代理店に監査に参りまして、個々の貸付の債権につきまして監査をいたします場合に、もしも当該金融機関の肩がわりになつておるといふやうな事実を発見いたしましたならば、直ちに繰り上げ償還をさせるといふやうな指示を一々いたしております。今日までの監査の実績を見ますと、御指摘の通り肩がわりの事例は残念ながら絶無ではなかつたのでありますけれども、私どもといたしましては監査の機構を活用して、できるだけさういふことのないやうに注意を重ね、最近代理店におきましてはその趣旨が徹底してきておるやうに思ふのであります。ただ先生からもただいま御指摘の通りに、代理貸しの制度におきましては、取り上げられるところの中小企業者に限界が

あるわけにございまして、各金融機関も保証責任を負います關係上、非常な危険を負担しなければならぬといふやうな案件につきましては、公庫の貸し出しにちやうちよすといふやうなことも考えられるわけにございまして。私どももいたしましては、一昨年の秋以来直接貸しの制度を開きまして逐次陣容を整備し努力はいたしてきておるのでございまして、御案内の通りまだ十分の実績を上げておりません。三十一年度におきましては、大体ただいまのところ直接貸しは約三十億の実績を上げ得られるものと考えております。これに対して代理貸しは、ただいまのところ三百二十五億から三百三十億ぐらいの実績になるのではなからうかと考えております。三十二年度におきましては、直接貸しを、代理貸しを補完する意味におきましてさらに強化しなければならぬといふふうな考へております。計画をいたしまして六十億の計画を立てまして、これを達成すべく目下努力を重ねておる次第であります。

なお、私どもの店舗をいたしましては、本店のほかは全国のうち八カ所に支店があるのみでございまして、合計いたしまして九カ所の店舗をもちまして直接貸しを円滑に運用するところとは、広い地域にまたがりますところの多くの中小企業者に対して十分の態勢とは申すことができないのでございまして。さりとていへば、一挙に各地に支店を設けるとかあるいはまた審査の予備員を多く抱えますことも困難でございまして、御案内の通り商工中金にお願いをいたしまして公庫の店舗のないやうな地域におきまして、で

きるだけ公庫貸付の趣旨に従ひましてお取扱ひを願ふやうなふうにお願ひをいたしておる次第でございまして。

○永井委員 私はこの中小企業金融公庫は今後もっと大きく伸ばさなければならぬと思つておる。そして、ほんとうはだんだんには直接貸しの手足をずつと全国にしていって、そして少くも中小企業関係金融機関のセンターとしての役割を果たさうな性格に仕立て上げなければならぬ、そういうふうには考へます。しかしその発展過程において、現在はず中小企業の主体となる組合の結成と強化をはからなければならぬ。従つて、現在は商工中金というやうな組合金融を相当に飛躍的に強化して、その面において、一方は法律を作つて、一方は金融の裏づけをする。税金その他経済施策をここに集中して、そしてあわせてこの組合の強化をはかる。その強化をはかることを促進していつて、その一面、その間に公庫が陣容を整備して、漸次この中小企業の金融のセンターとしての役割が果せるやうに時をかせいで、そして強化していく。そういうやうな重点的な金融施策をしない限り、現在のやうに銀行に代理貸しの窓口を開いて、そして銀行の都合のいいやうな運営だけされておるやうな状態では、私は今の段階では不十分である、こういうふうな考へるわけにございまして。

さらに、そういうやうな一つの助長政策をやつていく限りにおいては、単に金融ベースに乗つた金融といふだけではいけないのでありますから、政策的な金融の分野も考へて、その道を講じなければならぬ、こういうふう

うに考えます。今公庫を利用して
るのは、今言ったように銀行は銀行
の都合のいいような運用をしていく、
それから相互銀行は、これは相当に延
ばすのでありますが、これは長期金融
の状態になっていない。もとの無尽の
ような関係で、そして月賦償還とい
うようなことで末端ではやつておる。
というように、全く流した金が末端
で長期金融としての性格と役割を果
してはいない。全然果してはいない
のではなくて、それが半減しているの
じゃないか、こういうふうに思えます
ので、それらの欠点の諸点について
は、今後は正の方向へ持っていくな
ければならぬし、その道を開いていく
というためにはどうしても市中銀行そ
他との衝突もまたやむを得ない。そ
ういふところを破っていくなければ公
庫を設立した正しい趣旨が達成でき
ない、こういうふうに思ふのであり
ます。その点について長官はどうい
うふうに考へるか、承りたいたいと思
います。

特別な性格を持っておりまして、お
互いに、両々相待って中小企業金融に
貢献するように努力すべきであるとい
うふうに考へておりますが、一面にお
きましては、中小企業者の組織化とい
うことに極力影響がないように、その
辺は調整をしていくべきだといふよう
に考へております。

○永井委員 大蔵省の方から鳩山主計
官がお見えでありますから、ちよつと
尋ねたいのですが、先ほど来商工中金
に生産性本部の金をピンはねさせるた
めに貸し出しておる、そうして商工中
金の金利を引き下げることが当面の急
務だ、こう言っておる。生産性本部に
出す金があるならば、商工中金に直接
貸したらいし、また直接貸すことが
できないというならば、MSAの金で
余剰農産物のあれで出せないというな
らば、ピンはねしないで四分なり四分
の金利でまっすぐ貸せばいいはずだ、
こう思つておるのですが、その点はど
うでありますか。それが一点。

それから、かように商工中金の金利
を引き下げることが当面の課題
になっておるといふならば、それに相
応した措置をしなければならぬと思
う。資金運用部の資金を商工中金に直
接貸すといふことが現行の法律のもと
においてはできないのかどうか、ある
いは新しい立法措置を講ずればそれが
できるのかどうか、この二点について
伺いたい。

○川上政府委員 代理貸し方をだんだ
ん減らしていつて、そしてウエートを
だんだん直接貸しの方向へ向けていく
という問題につきましては、基本的に
は私も同様で考へておるのであります
けれども、今すぐにこの代理貸しの方
を削減するといふことは実際問題とし
てかえって中小企業に対する影響が大
きくありますので、そういう問題につ
きましては順次今申し上げました方向
に進めていくべきであるといふふうに
考へております。

○鳩山説明員 最初の、余剰農産物の
資金の方から十億円を生産性本部に出
しまして、それが商工中金の方へ転貸
されていく、こういう問題でございま
すが、これは昨年度の予算編成の際に、
生産性本部の方へ十億といふことが余

剰農産物の話し合いからきまつて参り
ました。これは生産性本部のために出
されるというものでありまして、これ
が生産性本部の方で運用されて何
らかの利益が出る、それが補助金の方
に回る、補助金と同じような作用を営
むわけでありまして、そういう構想が
通産省の方にございます。私もも生
産性本部の金が一般に運用されるので
あれば資金量の面で、商工中金の方が
通産省の方の政策と一致しますので、
商工中金の方にこれが運用されまし
て、その一部が生産性本部の運営資金
に回るといふことはけつこうではない
かといふふうに考へております。何分
これは昨年度のこととございまして、
昨年度もいろいろ御議論がございまし
たように、政府の施策としてはあまり
適当な形ではなかったのではないかと
いうおそれもありますので、そういう
ことは今後はやりたくないといふこと
であります。資金の方の問題としては
そういうことになったのですが、本年
は金利の引き下げをはかる上におい
て、直接に出資をするといふ考え方を
とつておりますことを御了承願いた
いと思ひます。

関でないものは、全部長期債の引き受
けという形でやつておりました。また
資金運用部といたしましては、国民大
衆の預金を扱つておりますので、こ
れの有利な運用をはかることが重要な
職責でありまして、借り手の方から見
れば安い方がいいのでありますが、資金
運用部の立場としては善良なる管理者
として運営する必要がある——これは
私の担当ではございませんので、責任
ある答弁としてはなお担当の方からお
聞き願ひたいと思ひます。

○永井委員 私は、中小企業振興対策
といふものが現在の日本の経済政策と
して主要な課題になつていなければこ
ういふことは言わないのであります。
また政府がそれを重要施策の一つとし
て掲げていなければこゝういふことは言
わないのであります。また三十二年度
予算の編成に當つて、中小企業に重点
を置くといふかけ声をかけなければそ
れでもないものであります。ところが実
際は非常に大きな問題になつてきてお
り、政府も重点施策として取り上げて
おる。三十二年度は中小企業の飛躍的
な政策を実施するんだと言つておき
ながら、その内容としては、今まで申
述べた通り、法律を作るという以外に
はほとんど見るべき経済的な裏づけと
いふものはない。金融の面においても
今言つたような状態でありまして、こ
れが反対の場合、たとえば石炭産業が不
況になつた場合には与党はどうした
か。大膽きして合理化法案を出して、
四十億の金を出そうといふことをきめ
た。肥料の問題になつたときはどうし
たか、肥料の合理化法案といふものを
出して三百六十億円の裏づけをする。
造船が問題になつたら利子補給の法案

を出し、金融の措置もほとんどつけて
やる。あるいは軍需産業の關係におい
て問題になれば、立法措置も何にも講
じないで、行政措置によつて、ただ少
数の企業を助けるために七千万円とい
う金を出す。こゝういふふうに、比較
してみると、もう片方の手か両方の
手くらい少数の大企業に対しては
遅滞なくどんな思い切つたことを
やつておきながら、中小企業に對して
は、これだけ大きなかけ声をかけなが
ら、中身を見ればほとんど言ひに足り
ない。そうしてあの資金もふえた、こ
の資金もふえたと言ひながら、金融關係に
おいて商工中金に對してはこゝういふ状
態、金融公庫に對してもこゝういふ状
態である。団体を強化しなければなら
ないと言つておきながら、団体を強化す
るために施策を集中しないで、ばらば
らの形でやつておる。これは今の政府
なりあるいは与党の性格だから仕方な
いですが、そういう性格であるとする
ならば大きなほらは吹かない方がよ
い。うそは言わない方がよい。実はこ
うだとほんとうのことを言へばよい。
長官だつて通産省の中において實際は
省内の歴代野党です。鉄鋼なら鉄鋼需
給調整法といふものが出る。これは非
常に好況なんです。こゝういふ好況の時
代になぜ鉄鋼需給調整法なんといふも
のを出すか。国民経済の上からこゝう
だと言つて出しているが、これは大きな
うそである。好況のときにあつたとき
禁法をはずす措置をして、不況のとき
の用意をして今から次の手の打つてい
る。もう大企業のためには娯樂と言つ
てよいが、尾っぽが切れるほど振り回
してやるが、中小企業のためには、か
け声だけ大きくて中身は何もない。も

第一類第九号 商工委員会議録第十二号 昭和三十三年三月十二日

九

うけるためでなく、生きるために四苦八苦して商売をやっている中小企業の人たちに接している中小企業庁は良心がうずくであらうと思う。ここに来てああでもない、こうでもないと言官はもつともらしい顔をして答弁をしておられますけれども、心の中ではこれはひどいなあという良心の苛責があると思う。私は歴代の中小企業庁長官を見ておつて気の毒だと思つてゐる。社会党の天下になれば中小企業庁は日の当る場所に出るが、とにかく今の内閣のもとにおいて日の当るところになかなか出られないのはお気の毒だと思ふが、それにしてももつとちゃんとした事実の分析の上に立つて答弁をしてもらわなければ困るのです。商工中金その他金利を引き下げるんだとか何とか言つているが、資金運用部資金の直接貸しということはちよつと法文に書き加えればよい。これは一挙手一投足の問題である。善良な管理者としてこれを運用すると主計官からお話がありました。そういふ一挙手一投足の問題ですが、ああでもない、こうでもない、これはなかなかできないのだといつて生産性本部からまた借りしてピンはねされてやつていかなければならぬといふ境涯にしておいて、そうして先ほど来申しましたようなものは先手々々を打つて大企業を助けるようなことをやつてゐる。これはあまりにひどいではないか、こう思ふのです。商工中金と中小企業金融公庫というものは、団体法を作つても何も役に立たない。振興にはなりません。ただ法律の措置だけで、その次に来るべきほんとうの力になる面にくとぼけてしまつて、何が何だかわからないという

ようなことではないかと思ふので、私はあえてこの商工中金のあり方及び資金量の問題、運営の諸問題について若干触れたわけでありましたが、さらにこういう金融問題を通じて商工中金に對する今の政府の考え方というものを明確にしていきたいと私は考へてゐるわけだ。

最後に一つ伺いたいと思ひますが、今度の団体法によりますと、商工組合というのですか、協同組合と違つた名称の団体が出てくるわけだ。そのような場合、この商工中金の法律をまた直さなければならぬことになるのではないかと思ふのですが、それは法律改正をしなくてよろしいのかどうか。もし法律改正を必要とするならば、今日改正しないでそのとき一緒にこの法律が通つてからやつたらどうか。少くとも今議会において成立を期しておるというやうなことを言つておるのですから、この議会で成立をほんとうに皆さんが期待しているならば、そのときに一緒に改正したらいいのではないかと思ふのです。いかがですか。

○川上政府委員 今度予定しております中小企業団体法に基きまして、いわゆる商工組合、これはまだはつきりいたしておりませんが、商工組合と中金との關係については、これはその団体法の附則で中金法を改正するというところで、この商工組合が中金の關係の機關として十分活用されるようにしたいと考へております。

○永井委員 改正しなくてもよいのですか。

○川上政府委員 中金法そのものを改正するわけではないのでありまして、団体法の附則で中金法を改正するとい

うことになると思ひます。

○養本委員長代理 本日はこの程度にとどめます。

次会は明十三日午前十時より開会することにいたしまして、これにて散会いたします。

午後零時三十三分散会